

内閣府告示第五百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日以内閣府告示第五百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県塩谷郡塩谷町
- 二 構造改革特別区域の名称 塩谷町教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 栃木県塩谷郡塩谷町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

内閣府告示第五百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 ちばeビジネス振興・IT基盤人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一三三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一四一、四一六)

内閣府告示第五百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第五十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際ＩＴビジネス交流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一三三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一四一、四一六)

内閣府告示第五百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上田市
- 二 構造改革特別区域の名称 上田市の産業を支えるIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上田市の区域の一部（旧上田市の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修

了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）一一

四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二（一一四四、一一四六）

内閣府告示第五百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 木曾広域連合
- 二 構造改革特別区域の名称 木曾地域どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県木曾郡木曾町、上松町、南木曾町、木祖村及び王滝村の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第五百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 中枢都市型企業人育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 静岡市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、修了者に対する初級システムアドミニストレ

Ⅰ 夕試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一二四三、一一四五）及び修了者に対する基
本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一二四四、一一四六）

内閣府告示第五百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 二 構造改革特別区域の名称 ビジネス人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業（八三三）、修了者に対する初級システムアドミニ

ストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一二四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一二四四、一二四六）

内閣府告示第五百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 堺市
- 二 構造改革特別区域の名称 さかいICTひとづくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 堺市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一三三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一四一、四一六)

内閣府告示第五百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、

空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）（一一四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四、一一四六）

）